

<p>議案第1号</p>	<p>阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）について【諮問】 （1.3.1号大阪湾岸線ほか1路線）</p>
<p>審議結果</p>	<p>内容については承認という結果を市長に答申を行う。</p>
<p>主な意見等</p>	<p>○ETC利用車の普及率増加の将来見通しも踏まえた上で、今回、現金利用者のための料金所を設置する計画を策定したのか。 【当局回答】 ETCの普及率は増加しているが、2輪車を中心に未装着車両もいまだ存在しており、当面、現金利用は無くならないと考えている。</p>
<p>報告第1号</p>	<p>阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）について【報告】 （津門大塚地区地区計画）</p>
<p>主な意見等</p>	<p>○ガイドラインに定めのある住宅、商業の制限については、地区計画に定めなくてよいのか。 【当局回答】 恒久的に住宅を制限する考えではないので、地区計画では住宅を制限していない。 ガイドラインに定めのある店舗等の床面積の上限については、用途地域制度（工業地域）により制限されているため、地区計画では定めていない。 ○ガイドラインを担保する基本協定は、紳士協定だと思うが土地が第三者に譲渡されたらどうなるのか。 【当局回答】 基本協定の中で、土地や建築物を第三者に譲渡する場合についてもガイドラインに定める事項を遵守し、承継することとしている。 ○一般市民には、どういう「まち」になるかイメージが伝わってこない。 【当局回答】 民間主導のまちづくりのため、具体的なイメージを示すことは難しい。地区計画やガイドラインは外枠を定めるものと位置づけている。</p>

<p>報告第 2 号</p>	<p>西宮都市計画 甲東瓦木・甲東瓦木南土地区画整理事業を 施行すべき区域の変更（西宮市決定）について【報告】</p>
<p>主な意見等</p>	<p>○今後のまちづくり（方向性）について、都市計画道路等の整備を具体的にどのように進めていくのか。</p> <p>【当局回答】 土地区画整理見直し後に、都市計画道路等については、次期の道路整備プログラム等に位置づけて最も適した整備手法を検討して整備を行いたい。その他の生活道路については、住民で合意形成が図れれば部分的にでも改善を行いたいと考えている。</p> <p>○生産緑地の買取を計画的に進め、事業の代替地の確保や公園として整備すべきである。</p> <p>【当局回答】 生産緑地の買取方法については研究を行っており、計画的な買取について検討を行う。</p> <p>○阪急武庫川新駅に対する考え方について</p> <p>【当局回答】 今回のアンケートでは、期待度が必ずしも高くなかったが、上位計画や駅設置による効果などについて整理し、基本構想を策定のうえ、合意形成を図っていく。</p> <p>○アンケート調査の回収率については低いと考えるが、どのように考えているのか。</p> <p>【当局回答】 今回のアンケートは設問も多く回答には時間を要するものであったため、回収率は約 35%であったが、自由意見等にも多くのご意見を頂いており、一定の成果はあったものと考えている。</p>
<p>報告第 3 号</p>	<p>都市計画道路網の見直しについて【報告】</p>
<p>主な意見等</p>	<p>○甲子園浜は阪神間に残された数少ない自然海浜であり、浜甲子園線は、当面は整備予定のない路線だと思うが、整備の際には環境や景観に配慮した道路整備を行うべきである。</p>

	<p>○県のガイドラインなどによる検証において、浜甲子園線をどのように検証したのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>今回の都市計画道路網の見直しは、必要性のなくなった長期未着手路線の廃止について、民有地に課している建築制限による影響にも配慮しながら検討したものである。</p> <p>湾岸道路西伸部や名神湾岸連絡線の整備が臨海部の交通に与える影響が明らかとなっていない状況で、浜甲子園線を不要な路線と位置付けることはできず、また海上区間には民有地への建築制限も存在しないことから、今回は存続が妥当であると判断した。</p> <p>今後、説明会等では、こうした検証内容や今回の存続が即事業化につながる訳ではないことを十分に説明していきたい。</p>
<p>報告第4号</p>	<p>「阪神間都市計画区域マスタープラン等」の見直し（兵庫県決定）について【報告】</p>
<p>主な意見等</p>	<p>「意見なし」</p>